

明石市こども総合支援条例

～明石の未来を担うこどもを安心して産み育てられるまちを目指して～

1. 条例の目的

目的＝「こどもの最善の利益」の実現

この条例は明石市の「こどもを核としたまちづくり」をさらに進めるとともに、こどもへの支援体制を永続的に持続させるために制定するものです。

この条例の目的である「こどもの最善の利益」を実現するため、みなさまとこの条例に定める理念等を共有し、市全体の共通認識のもと、より一層の協力・連携を深め、社会全体でこどもの育ちを支援していきたいと考えています。

2. 条例制定の経緯

さまざまな方面からの意見を取り入れ、市民の思いのつまった条例

条例の検討にあたってはこどもから直接意見を聴いたり、「明石市子ども・子育て会議」をはじめとする各関係会議・機関からご意見をいただきながら条例の検討を行いました。加えて、パブリックコメントにおいても多くのご意見をいただきました。さまざまな方面からの意見を参考に、市民の思いのつまった条例となっています。

3. 基本理念（第3条第1～4項）

①こどもにとってより良い環境の整備

・成長段階に応じた学びや遊び等を通じて人間関係を構築できる環境

・こどもが主体的に社会に参加することができる環境

②すべてのこどもの人権を尊重

・こどもの人権が守られる
・こどもが安心して生きていくことができるまちへ

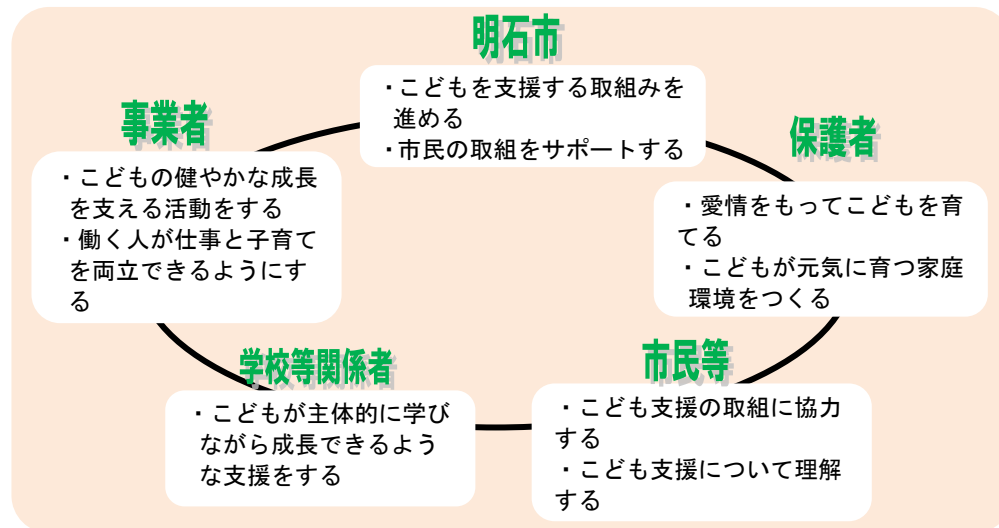
③次代を担える存在になるために豊かな人間性を育てる

・自らを大切に思う
・他者を思いやれる
・規範意識を身に付ける
・他者の人権を尊重できる

④みんなの力で支援

・それぞれの責務を果たすことにより重層的に行う
・相互に連携協力して継続的に行う

4. 各主体それぞれの役割（第4条～8条）



5. 市がおこなっていく取組み（第9条～26条）

- こどもの育成のための支援（第9条～10条）
 - ・こどもの育ちの支援
 - ・相談支援体制の整備
- こどもの状況に応じた適切な支援（第11条～20条）
 - ・障害のあるこどもへの支援
 - ・虐待の予防
 - ・いじめ及び体罰の防止
 - ・不登校及びひきこもりに関する取組
 - ・経済的に困難な家庭のこどもへの支援
 - ・離婚後のこども養育支援
 - ・戸籍のないこどもへの支援
 - ・家事、家族の世話、介護等を行うこどもへの支援
 - ・一時保護又は里親等委託若しくは施設入所措置を受けたこどもへの支援
 - ・すべてのこどもへの支援
- 子育て家庭への支援（第21条～22条）
 - ・様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援
 - ・切れ目のない子育て支援
- こどもを核としたまちづくりの推進（第23条～26条）
 - ・こどもへのわかりやすい情報提供
 - ・意見表明や社会参加の促進
 - ・広報及び啓発
 - ・調査研究